

江東区物価高騰重点支援給付金(不足額給付) 申請書(区HP掲載用)

本様式で申請が必要な方は、主に令和6年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日の間)に他区市町村や海外から本区に転入し、令和7年度分個人住民税が江東区で課税・非課税と決定される以下の【不足額給付1】の対象者、および【不足額給付2】の対象者です。

【不足額給付1】

令和6年度に実施した当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間に不足額が生じた方

【不足額給付2】

以下の要件(①～③)全てを満たす方、または④～⑥のいずれかに該当する方

① 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額がゼロ(本人として、定額減税の対象外)

② 税制度上「扶養親族」の対象外(例：青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超など)

③ 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当していない※
※「低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員」とは下記給付金の対象世帯の世帯主・世帯員を指します。

- 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)
- 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
- 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

④ 令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れた方

⑤ 令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった方

⑥ 令和5年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れた方

上記申請対象者に該当する場合、令和7年9月30日(火)までに必要事項を記入し、裏面に記載している(7)必要書類と共に送付してください。申請書類が到着後、審査の上、振込済通知又は不支給通知を送付します。給付金は支給決定後、およそ1か月後に決定金額が振り込まれます。

消えないタイプのボールペンで記入をお願いします。書き間違えた場合は、訂正箇所を二重線で消して正しい内容を記入してください。

(1) 記入事項

支給対象者

フリガナ
支給対象者氏名

支給対象者の生年月日

電話番号(日中連絡がつくもの)

大正・昭和・平成
年 月 日

()

① 支給対象者の現住所

② 令和5年12月1日に住民票がある住所

□ 現住所と同一

□ 現住所と異なる(住所:)

③ 令和6年1月1日に住民票がある住所

④ 令和6年6月3日に住民票がある住所

□ 現住所と同一

□ 現住所と異なる(住所:)

□ 現住所と同一

□ 現住所と異なる(住所:)

私は、【不足額給付1・不足額給付2(①～③)・不足額給付2④・不足額給付2⑤・不足額給付2⑥】に該当します。
(該当する数字に丸○をつけてください。)

※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ずご記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報になります。

(2) 振込先口座 ※希望する振込口座(下記の①～②のどちらか)のチェック欄に☒レ点チェックを記入し、必要事項をご記入ください。お問い合わせ番号(職員用)

指定する口座は支給対象者またはその代理人に限ります。

☒ ①金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の場合は、下記にご記入ください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名		口座 種別	口座番号 右詰めでご記入ください				口座名義 通帳表記に合わせてカタカナまたは アルファベットでご記入ください	
	1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 労働金庫 5. 農協	1. 支店 2. 出張所 3. 本店 4. 本店営業部		1. 普通 2. 当座						
金融機関 コード										
		支店 コード								

☒ ②ゆうちょ銀行の場合は、下記にご記入ください。 ※貯金通帳表紙裏側左上の印字またはキャッシュカードに打刻された記号・番号をご記入ください。

口座名義 (カタカナ)										
記号	1				0	番号(右詰め)				1

※金融機関口座がないなど、やむを得ない場合は、
下記コールセンターへお問い合わせください。

(3) 誓約・同意事項

私は、下記の【誓約・同意事項】に記載されている全ての内容に誓約・同意の上、申請書を提出します。

署名

※代理人申請の場合は、代理人氏名を署名してください。

① 江東区物価高騰重点支援給付金(不足額給付)(以下、「本給付金」という。)の支給要件に該当します。

② 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、江東区が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ この申請書は、江東区において支給決定した後は、本給付金の請求書として取り扱います。

⑤ 提出期限(令和7年9月30日)までに申請がない場合は、江東区は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

⑥ 江東区が申請書を受理した後、または支給決定をした後であっても、申請書の不備等により支払いが完了しない場合があります。
江東区が支給対象者(代理人を含む。)と接触できず、令和7年9月30日までに支給要件を満たしていることの確認がとれない場合には、江東区は当該申請が取り下げられたものとみなします。

⑦ 本給付金を受け取った後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。また、意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

⑧ 郵便物の不着や事故に関して、江東区では一切責任を負いません。

⑨ 提出資料は返却されません。

⑩ 振込が完了した後は、支給額の変更ができないことに同意します。

⑪ 振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ令和7年9月30日までに、江東区が受給権者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。

⑫ 【不足額給付2】該当者のみ誓約：私は、低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当しておらず、給付金を受給していません。

(4) 代理人が申請・受給する場合 ※支給対象者本人が申請する場合は、記入不要です。

代理人	フリガナ 代理人氏名	代理人の生年月日	代理人の住所	
		大正・昭和・平成 年 月 日	日中連絡可能な連絡先	()

支給対象者との関係 下記チェック欄(□)の該当箇所に✓を入れるとともに、(7)必要書類もあわせて提出してください。

支給対象者氏名 ※法定代理の場合は、記載不要です。

☐ 親権者

☐ 法定代理人

☐ その他

署名

上記の者を代理人と認め、本給付金の
①申請・請求 ②受給 ③申請・請求及び受給 を委任します。 ※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。

(5) 送付先

郵便番号：135-8383
宛先住所：東京都江東区東陽四丁目1番28号
宛 名：江東区生活応援課生活応援担当

(6) お問い合わせ先

● 江東区物価高騰重点支援給付金コールセンター
0120-885-110
03-6731-5258 ※一部、IP電話等で上記のダイヤルに繋がらない場合
(開設期間)令和7年9月30日(火)まで (受付時間) 8:30～18:00(土・日・祝日を除く)

事務局使用欄

給付金額	支給区分

1/4

2/4

(7)必要書類

【不足額給付 1・2】共通の必要書類	
1	本紙:江東区物価高騰重点支援給付金(不足額給付)申請書(区HP掲載用)
2	本人確認書類の写し(コピー) ※本人の氏名、現住所、生年月日が確認できる書類の写し(コピー)を添付してください。 本人確認書類の裏面に変更後の住所・氏名の記載がある場合は、両面の写し(コピー)が必要です。 例:運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証(資格確認書)、パスポート、障害者手帳、年金手帳、住民基本台帳カード、生活保護受給証明書、マイナンバーカード(表面のみ) ※通知カードではありません。 【外国人の場合】 在留カード、特別永住者証明書 ※支給決定日が、在留期間の範囲内であることの確認が必要になります。 ※有効期間があるものは、その期限内のものに限ります。
3	受取口座を確認できる書類の写し(コピー) ※通帳の表紙裏側など、<u>受取口座の金融機関名・支店名(店番号)・口座番号・口座名義人(カナ)</u>を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。通帳がない場合は、上記下線で記載した情報を確認できるインターネット上の画面コピー等を提出してください。 なお、キャッシュカードの種類によっては口座情報が裏面に記載されている場合があります。上記の下線で記載した情報を確認できる面の写し(コピー)をご提出ください。 ※代理人が受給する場合は(2)振込先口座に代理人名義の口座を記入してください。
4	令和 6 年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー) ※受給要件の確認に必要な令和 6 年分所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。 ※確定申告書の写し(コピー)は、税務署が受付したことがわかるもの(申告書等送信票、税務署窓口で受領するリーフレット等)をご用意ください。
【不足額給付 1・2】令和 6 年中(令和 6 年 1 月 2 日～令和 7 年 1 月 1 日)に他区市町村や海外から本区に転入した者のみ以下添付	
1	令和 6 年度分個人住民税の税額決定通知書の写し(コピー)または令和 6 年度分住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※令和 6 年中に税額変更があった場合は、最新の写し(コピー)を提出してください。 ※令和 6 年分所得税が課税であるが令和 6 年度分の個人住民税が非課税の方は非課税証明書を提出してください。 ※海外からの転入の場合は「<u>上陸日を確認できる書類</u>」(いずれか 1 点)を提出してください。 ●旅券(パスポート)の出国した日付と入国した日付の分かるスタンプ(印字)のある面の写し(コピー) ●海外の住所と転入後の住所が記載された戸籍の附票
【不足額給付 1】該当者のみ以下添付	
【不足額給付 2】1 ページ目の④、⑥のいずれかの該当者のみ以下添付	
1	令和 6 年に給付された定額減税補足給付金(当初調整給付分)の支給金額が分かる書類の写し(コピー)など ※例:支給のお知らせ、確認書等 当初給付金額がわかる書類を紛失された場合は、給付自治体(令和 6 年 1 月 1 日に住民票があった自治体、令和 6 年度の住民税の課税・非課税を決定している自治体等)に再発行などを依頼してください。 ※不足額給付のみが対象の方は提出不要です。(当初調整給付金額が 0 円の方。例:学生の就職等) 下記チェック欄(□)のいずれかに必ず✓を入れてください。 当初調整給付の ☐ 対象である ☐ 対象ではない ※支給決定の審査をする際に必要な情報になります。 ※扶養親族等として加算される者として当初調整給付の対象となっていた場合は、その支給金額が分かる書類の写し(コピー)などをご提出ください。

【不足額給付 2】1 ページ目①～③を満たす専従者の方のみ以下添付	
1	事業主の令和 6 年分所得税確定申告書の写し(コピー)または青色事業専業従事者に関する届出書の写し(コピー)等 ※専従者の方のみ提出してください(合計所得48万円超えの対象の方等は提出不要です)。
【不足額給付 2】1 ページ目の④～⑥のいずれかの該当者のみ以下添付	
1	扶養主の令和 5・6 年分所得税確定申告書の写し(コピー)または青色事業専業従事者に関する届出書の写し(コピー)等 ※税制度上「扶養親族」から外れてしまった期間は除きます。
【代理申請】左記書類に併せて下記書類の提出が必要です。	
1	代理人の本人確認書類の写し(コピー) ※代理申請の場合は、支給対象者本人と代理人それぞれの本人確認書類の写し(コピー)が必要です。 ※左記、「【不足額給付 1・2】共通の必要書類 2 本人確認書類の写し(コピー)」の例から選択してください。
2	代理人と支給対象者本人の関係がわかる書類の写し(コピー) ※代理人が申請する場合は、支給対象者と代理人の関係を証明する書類が必要になります。 ※代理人になれる方:法定代理人、親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で江東区長が特に認める者

※各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。